

# 公民館利用上の注意

公民館は生涯学習活動や地域づくりなどの活動の拠点として利用できる社会教育施設です。施設や設備は大切に使い、利用後は清掃・整理・整頓をしてください。

## (共通)

- ① 申請時の使用目的以外の利用があった場合、利用停止等の措置を講じることがあります。
- ② 建物及び備品を汚損し、又はき損するおそれのある行為は禁止です。なお、施設、備品等を破損・紛失した場合及び施設、備品の不調についてはその時に必ず申し出てください。
- ③ 利用者の物品等の預かり及び保管は行いません。貴重品や使用する物品は、各自で管理し利用の都度持参してください。
- ④ 許可を受けた部屋、備品は時間内に限り使用できます。使用時間には、準備や片付けの時間を含みます。使用終了後は、すみやかに施設から退去してください。使用時間超過等(許可された使用時間外の使用)については、利用停止等の措置を講じる場合があります。
- ⑤ 施設利用はセルフサービスになります、空調・配置換え等については利用団体が行い、利用後は元の状態に戻してください。
- ⑥ 施設利用時は、他の施設利用者や近隣住民等に迷惑にならないよう配慮してください。また、施設敷地内の駐車区画以外への駐車、路上駐車などはしないでください。また敷地内は徐行運転のうえ、歩行者優先でお願いします。
- ⑦ 所定の場所以外での飲食、火気の使用をしないようお願いします。なお、火気器具の持ち込みは禁止とします。
- ⑧ ゴミは利用者が持ち帰ってください。
- ⑨ 収容定員を超えての利用はしないようお願いします。
- ⑩ 館内において他人の迷惑になるような行為をしないようお願いします。
- ⑪ 前各号に定めるもののほか、公民館職員から使用方法について改善を求められた際には指示に従ってください。

## (本館)

- ① 施設の構造上、音量が室外に漏れる音楽活動や振動等が発生するダンス等のスポーツ活動での利用はできません。音楽活動は別館音楽室を、スポーツ活動は別館軽運動室をご利用ください。

## (別館)

- ① 軽運動室は軽スポーツを行うことを目的とした施設です。集会や軽スポーツ以外の目的ではご利用できません。競技スポーツのご利用は諏訪市体育施設のご利用をお願いします。
- ② 軽運動室は利用面(全面利用・半面(1/2)利用)を選択できます。半面利用の場合は他の利用者と同時使用になる可能性があります。
- ③ 軽運動室は東側足元窓の開放は行わないでください。
- ④ 音楽室は過剰な音量での使用はお控えください。場合によっては音量を下げて使用するよう指導させていただきます。